

平成21年度 東京都網代ホームきずな 事業報告書要約

平成21年度の概況

1. 動向	平成18年度から5年間の指定管理者に選定され4年目となった。平成21年10月26日に東京都網代ホームきずなの運営事業者公募要綱が示され、理事会で数回協議し応募することに決定した。事業者説明を経て、平成22年1月末に法人が運営事業者を選定された。 平成21年度の年間相談件数は、一般入所・緊急一時保護をあわせて86件あり、8割以上が夫の暴力等の理由であった。また、利用者の課題解決及び生活支援の充実を図るため、東京都、あきる野市、児童相談所、小・中学校、保育園、病院等の関係機関との連携を行った。
2. 入退所者の動向	今年度の入所世帯は26世帯74名で、その内、区部から4世帯9名の受け入れを行なった。また、多人数世帯の入所も多く、最も多い人数は8人世帯であった。(夫の暴力22世帯、住宅困窮3世帯、その他1世帯) 年度末の在籍世帯は30世帯86名で、平均年齢は、母親が33歳で子どもが6歳であった。子どもの構成年度当初は乳児11名、幼児13名、小学生14名、中学生7名であったが、年度末は乳児20名、幼児15名小学生11名、中学生6名、高校生4名であった。 在所期間は2年未満が26世帯、3年～5年未満が2世帯、5年～6年未満が1世帯、7年未満が1世帯である。1年間の入所依頼等の相談件数は一般入所、緊急一時あわせて86件となり、最も多い相談内容は夫の暴力(DV)であった。 退所世帯は19世帯あり、その内今年度入所世帯が8世帯で母親の入院や養育困難という理由で母子分離という形での退所が4世帯であった。21年度の特徴として、退所先が公営住宅は少なく(3世帯)、身内の援助、入院等の理由で他県に退所した世帯が多くあった(8世帯)。
3. 利用者状況	生活保護世帯受給率は年度当初58%、年度末で50%となり受給率が減少した。 年度末の就労状況については、全体の3割にあたる9世帯が未就労(理由:「入所後間もない」「乳児の世話」「病気」「職業訓練校生」「看護師受験」等)であった。
4. 緊急一時保護	今年度は36世帯実人員105名の母子が延べ2,235日利用し、昭和48年度の制度開始以来1,564世帯4650名の利用となった。主な利用理由は、夫等の暴力(DV)が30世帯、住宅困窮が6世帯であった。最長利用60日、最短利用が2日であった。20年度は23区内からの利用は1世帯であったが、今年度は36世帯のうち9世帯が23区内からの利用であった。利用日数は、15～30日以内の利用が15世帯、30日以上の利用が10世帯と長期の利用が多く、短期間で退所先を見つけるのは困難な状況である。退所先は、母子生活支援施設が18世帯、アパート5世帯、引き取り4世帯、宿所提供施設3世帯、帰宅2世帯、女性相談センター1世帯、病院1世帯、無断退所1世帯、1世帯は在所中である。

平成21年度の課題

重点ポイント	安心・安全の提供する。 利用者に寄り添った支援を展開する。 基本的な生活の向上を目指す。 資源を大切に(エコ活動の取り組み)。 自立支援計画の活用及び支援記録の充実を図る。 職員の育成を積極的に行う(再)。 23年度に向けた、施設運営の準備を行う。 家族支援システムを浸透させる。 5か年計画の策定及び施設整備計画の策定する。
1. 運営・管理	平成23年度の民間移譲に向けた対応を行い、短期(5か年)及び中期計画を策定する。 会議運営の充実を図る。(部署間の連携強化) 家族支援システムの活用による世帯管理等を行う。 予算執行の適正化を図り、規程に遵守した適正な会計処理を行う。
2. 利用者支援	利用者支援の充実を図る。 自立支援計画による組織的支援を行う。(母子) DV、若年、精神的課題のある世帯への対応強化する。 発達障害・情緒障害児童の適切な対応をする。 学習指導の充実を図る。(ボランティアの活用) 受け入れ児童数の増加(特に乳児)による安全面の強化及び体制強化を行う。
3. 福祉サービス第三者評価・自主評価・指導検査(課題)	職員間の情報を共有する。(報告・連絡・相談) 災害・防災防止策の周知徹底を図る。 予算執行の適正化を目指す。(経理・事務) リーダー会議及び運営会議の充実を図る。 利用者支援の記録充実を図る。(支援の経過等) 組織体制に基づく施設運営を行う。 家族支援システムを有効活用する。

	サービス利用・提供状況	平成21年度事業計画の執行評価
運営・管理	正規職員15名(母子・少年指導員、保育士、心理担当職員等)、準職員10名(警備員等)の体制で事業運営を執行した。(定員:40世帯 内緊急5世帯) 1. 入所率アップのため、関係機関等に情報提供や連携を図ることができ、年間を通じて90%に近い充足率であった。 2. 実績報告書、指定管理業務、民間移譲の書類について、東京都と調整しスムーズ業務を行った。 3. サービス自主評価、第三者評価を実施し、その内容については、話し合いを実施し、共有化することができた。また、本年度は東京都の指導検査を受け、特に改善する事項はなかった。 4. エコ活動は、利用者に周知するとともにペットボトルのキャップ収集を行った。 5. 毎月の懇談会や会議を定例で実施し、利用者の意見を収集し、サービス支援につなげた。 6. 利用者の安全・安心な生活を維持するため、毎月防災訓練・消火訓練を実施することができた。また、警察の防犯課の協力を得て、防犯の講習会を実施した。 7. 居室安全点検を定期的実施し、住環境の改善に努めた。 8. 家族支援システムは、本格実施に向けての準備作業及びデータ入力を行った。 9. コスト管理や業務省力化を1年を通じて行った。	年度当初の職員の異動はなかったが、7月に施設内保育の充実のため、非常勤職員1名を新規採用した。 1. 年間を通じ、関係機関との連携を実施した。また、内部の会議を充実し、毎月定例で職員会議等を実施した。 2. 書類は、事前に作成し提出期日を守ることができた。 3. サービス自主評価・第三者評価は、年間予定のとおり、実施することができた。 4. 年間を通じて、意識付け等実施することができた。 5. 毎月、母親懇談会を実施することができた。 6. 実態に即した訓練(日中・夜間、火災、地震、救急等)を毎月実施することができた。 7. 年間を通じて、年4回実施することができた。 8. 平成22年度にスタートができる程度の作業になった。 9. 個別事業計画等の見直しを経理と実施した。
母子生活支援	1. 利用者や担当の母子指導員及び保護実施機関の母子自立支援員と面接して見直すことが出来た。担当の母子指導員は今年度より複数制にし、よりきめ細かく連絡調整が図れるようにした。 2. あきる野市の生活保護担当やハローワークの就労コーディネーター等と連携したり、担当の母子指導員が利用者と同行して就労先を見つけた。駅までの道のりも不便ではあるが、各自で自転車を準備して積極的に就労活動に励んだ。積極的に取り組み、年度末で入所世帯の7割が就労できた。 3. 利用者のほとんどがDV被害者であり、心のケアが必要とされた。母子指導員と臨床心理士が連携して母親にはDVの理解といった心理教育的な関わりを意識的に取り入れた。教材として「DV被害親子のための心理教育ワークブック」等も活用した。不登校の児童には積極的に作業療法を取り入れ子どもと農作物を育てたり調理なども行った。 4. 気持ちの聴ける場、物作りが出来る場を提供した。地域交流行事等年間通じて楽しい行事を実施した。 5. 畑の作業で出来た大豆で味噌づくりに挑戦したり、地域の資源回収に協力し自然を大切に出来た。	1. 自立支援計画を作成しながら支援の振り返りを行うことが出来た。 2. 早期保育、保育園登園前、降園後、病児、日・祭日の保育は就労促進に成果があった。職業訓練校に通い簿記の資格を取得した利用者1名。ヘルパー2級の資格取得は東京都のサポートセンターに相談をした。 3. 日常生活が落ち着いたり、外部との関係者が集まりケース会議を開き支援内容を共有出来た。 4. 利用者の安心できる生活の確保に役立った。 5. 生活に必要な知恵を学び心身共に安定出来た。
学童	1. 乳幼児の入所人数も多く、保育園の申請をしても入園できない待機児が多く、施設内保育で就労支援のため保育を行い、保育体制の充実(日祭日保育、病児保育、補助保育)を図ることが出来た。 2. 絵本や紙芝居の読み聞かせに加え、個別に関わる時間を多く持ち、信頼関係を深めコミュニケーション能力を高めた。 3. できる限り外での活動を増やし、子どもの好奇心に沿った保育を行った。のびのびした保育環境を構成し、情緒の安定に努めた。 4. 日々母親とのコミュニケーションを通して子どもの成長を共有した。また、個々の相談に応じ柔軟な保育を実施した。 5. 子どもの安全を図るため、常に見守り、声かけを行った。また、子どもの会話や遊びを通じ子どもが安心できる関係の構築に努めた。	1. 保育支援の充実のため、非常勤職員を1名増員し、各世帯に応じた支援を行い、充実した保育支援を実施した。 2. ことばの発語が少し遅い子どもや語数の少ない子どもに役立った。 3. 周囲の自然環境に興味を持ち、変化のある保育を経験できた。 4. 柔軟な保育を実施したことで、入所してすぐに就労につながった世帯が多くみられた。 5. 子どもの安全を最優先に考え、保育室の補助等は職員全員でカバーした。
児童	1. 個別支援計画を作成し、日常の学童での様子を把握しながら、挨拶を中心とした生活支援、基本的な生活習慣の獲得のために支援した。 2. 季節や年齢にあった行事や、自然環境を生かした活動として農業体験等を行った。 3. 毎月1回の少年指導員会議に心理担当職員も参加し、子どもの心理状態について情報共有をした。学校などの関係機関ともネットワーク会議などを行い、個々の子どもにあった支援について検討する機会を持った。 4. 学童時間内に学習支援を行った。学習ボランティア勉強会などの時間を設け、必要に応じて個別の学習支援を提供できるようにした。 5. 登下校の子どもたちの安全を守るため、あきる野市保安員と連携をとった。新1年生には給食が始まるまでの迎支援を行い、危険箇所、不審者チェックを行った。子どもの状態によって職員体制を厚くし、安全管理を行った。	1. 個別支援計画を作成することで、個々の課題を明確にし、それぞれにあった支援を実施した。帰所時のあいさつや手洗いうがいを行うことができた。不登校児童の学童時間外の対応をすることで生活リズムを整えることができた。 2. 手作りの遊具を作成して遊ぶことで子どもたちが工夫をして遊ぶ場面が見られた。農業体験を通して、育てる喜びと食に対する興味を持つことができた。 3. 少年指導員が子ども達の様子について、多角的に把握することができ、個別に対応することができた。学校でのトラブルにも迅速に対応することができた。 4. 学童時間内の学習支援で、それぞれの学習能力を把握し、個別対応した。ボランティア学習会では、子どもたちの学習意欲の向上がみられた。 5. 学童内及び登下校の通学路で、事故報告につながるような大きな事故はなかった。
地域関係	1. 納涼祭、どんど焼きには、地域自治会や子ども会と協力して開催し、施設への理解が得られるように務めた。また、秋川一斉清掃、花いっぱい運動及び地域消防団の防災訓練等の自治会活動も積極的に参加した。 2. 地域関係機関との連携を密にし、利用者への支援を向上させた。 3. 緊急一時保護事業は都内全域を対象に実施し、原則的に定員に空きがある限り即時受け入れし、36世帯の利用となった。利用世帯の内、DV被害者の入所世帯は全体の83.3%であった。	1. きずなの地域性もあり、行事等は地域と一体となって開催することができた。 2. 必要に応じて学校・保育園・警察等との連携を深めた。 3. 緊急一時保護の利用に広報活動の必要性が感じられた。(特に区内の緊急について)
携食	1. 季節に応じた旬の食材と新鮮な食材を購入し、施設内保育児に提供した。 2. 食事を通して、食の楽しさやマナーを教えることができた。 3. 毎月のおじろだよりに簡単なレシピを紹介した。	1. 子どもたちの好き嫌いが減少し、手作り給食を喜ぶ子どもが増えた。 2. 「いただきます」「ごちそうさま」の挨拶や食器の片付け等低年齢の子どもから覚えることができた。 3. 母親の関心が高まり、家族の食事に役立てることができた。